

川崎市旅費支給条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 7 号

川崎市旅費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市旅費支給条例（令和7年川崎市条例第57号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(条例第2条第5号に規定する規則で定めるもの)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から在勤公署に旅行することであって、任命権者が特に必要と認めるもの

(2) 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行すること。

(条例第2条第9号に規定する規則で定める者等)

第4条 条例第2条第9号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者

(3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

(4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者

- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（本市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。以下同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第9号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第3条に規定する規則で定める外国旅行等）

第5条 条例第3条第2項第7号に規定する規則で定める外国旅行は、条例第17条第1項第2号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行とする。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 市長等又は条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行につ

いて条例第15条、第17条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

3 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第24条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、その他の交通費のうち条例第11条第2項第1号に係る部分を除く。）については、条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び同条第2項第2号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第12条、第13条及び第15条から第18条まで並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅費支給者等が認めた額

4 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することが

できない事情

- (2) 第2項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

5 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に掲げる金額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（鉄道賃に係る鉄道等）

第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

2 条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特別車両を利用する市長等又は次号に規定する者に同行する職員が利用する場合

- (2) 外国旅行において、職務の級（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1

号に規定する行政職給料表（１）による職務の級（行政職給料表（１）の適用を受けない職員にあっては、これに相当するものとして市長が定める職務の級）をいう。以下同じ。）が６級以上の者が利用する場合

- 3 条例第８条第２項に規定する規則で定める額は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された鉄道により職務の級が５級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃に係る船舶等）

第７条 条例第９条第１項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （１）海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- （２）外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第９条第１項第４号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （１）特別船室を利用する市長等又は次号に規定する者に同行する職員が利用する場合
- （２）外国旅行において、職務の級が６級以上の者が利用する場合

3 条例第９条第２項に規定する規則で定める額は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された船舶により職務の級が５級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の

額とする。

(航空賃に係る航空機等)

第8条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第10条第2項に規定する規則で定める額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行の場合であって、市長等が移動するとき 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が6級以上の者が移動するとき並びに職務の級が5級又は4級の者が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動をするとき(次号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により職務の級が6級以上の者が移動するとき及び職務の級が5級又は4級の者が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(4) 外国旅行の場合であって、職務の級が3級以下の者が一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動をするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(条例第11条第2項第1号に規定する規則で定める額)

第9条 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定める額は、37円とする。

(条例第12条第2項に規定する規則で定める場合)

第10条 条例第12条第2項に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅費支給者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 市長等に同行する者が市長等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- (3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(転居費の算定方法等)

第11条 条例第15条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅費支給者等が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。ただし、外国旅行においては、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第4に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、原則として複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の

許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）。

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用を除くものとする。

3 職員又は家族が本市以外の者から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第12条 神奈川県内及び東京都内における在勤公署の変更に伴う旅行については、市長が特に認める場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（渡航雑費の細則）

第13条 条例第18条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

（1）保険料

（2）医薬品の購入に係る費用

（3）携行品の購入に係る費用

（4）健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

（5）条例第18条に規定する費用に類し又は付随する費用

(6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして市長が定める費用

(退職者等の旅費の細則)

第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が市長等であった場合は、当該者をいう。イ及び第3号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費

(3) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本

邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) イの規定に準じた旅費

(イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、
(ア) に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(イ) アの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて市長が定めるものとする。

(遺族等の旅費の細則)

第15条 条例第21条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 本邦在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国

からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費

(3) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

(4) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費
ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(5) 条例第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地(本邦内の地に限る。)に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費(着後滞在費に相当する部分を除く。)

(6) 条例第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(給与の種類)

第16条 条例第26条第3項に規定する給与の種類は、給与条例に規定する給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当又はこれらに相当する給与とする。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(川崎市職員の市内出張旅費に関する規則の廃止)

2 川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）は、廃止する。